

(3) へき地の医療

第1 現状と課題

1 概要

沖縄県のへき地医療対策については、平成 29 年度まで「沖縄県第 11 次へき地保健医療計画」に基づき推進されてきましたが、厚生労働省から「へき地保健医療計画」と「医療計画」を一体的に策定する方針が示されたことに伴い、平成 30 年度から「第7次沖縄県医療計画」(以下「第7次計画」という。)として位置付け、令和5年度まで施策を実施してきました。

また、第7次計画の実施期間中、平成 30 年7月に「医師法及び医師法の一部を改正する法律」が成立したことにより、令和2年度から医師確保計画を策定し、へき地における医師の確保について、医療計画と医師確保計画を連動して進めてきました。

さらに、令和4年3月に「沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、離島・北部地域の振興に関し、医療の確保等を図るために必要な措置を講ずることとする努力義務が新設されたことで、より一層のへき地医療対策が必要とされています。

沖縄県では、第7次計画の取り組み状況や本県の実状を踏まえ、新たに医療計画を策定することとします。

2 へき地

(1) へき地の現状

「へき地」とは、厚生労働省において、無医地区、準無医地区などのへき地保健医療対策を実施することが必要とされている地域と定義されています。

ア 無医地区

無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地区であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区とされています。

本県の無医地区は、令和5年1月1日時点において、3市町5地区です。

イ 無医地区に準じる地区

無医地区に準じる地区(以下「準無医地区」という。)とは、無医地区には該当しないが、無医地区に準じた医療の確保が必要な地区と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区とされています。

本県の準無医地区は、令和5年1月1日時点において、15市町村 20地区で

す。

ウ 無歯科医地区

無歯科医地区とは、歯科医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、おおむね半径4kmの区域内に 50 人以上が居住している地区であって、かつ容易に歯科医療機関を利用することができない地区とされています。

本県の無歯科医地区は、令和5年3月 15 日時点において、6市町村 13 地区です（令和5年1月1日時点の人口が最新の統計となるため、令和5年3月 15 日現在においても地区内に 50 人以上が居住していると仮定しています）。

エ 無歯科医地区に準じる地区

無歯科医地区に準じる地区（以下「準無歯科医地区」という。）とは、無歯科医地区には該当しないが、無歯科医地区に準じた歯科医療の確保が必要な地区と都道府県知事が判断し、厚生労働大臣が適当と認めた地区とされています。

本県の準無歯科医地区は、令和5年1月1日時点において、1村1地区です。

(2) 対象地区(29 地区)

医療計画では、無医地区及び準無医地区（以下「無医地区等」という。）、無歯科医地区及び準無歯科医地区（以下「無歯科医地区等」という。）を対象地区とします。

表1 本県の無医地区の推移

項目	H21.10月末	H26.10月末	R4.10月末	R5.1.1現在
市町村数	4	5	3	3
地区数	10	7	5	5
人口	1,780	1,085	728	719

注)厚生労働省無医地区等調査及び県保健医療部医療政策課調べによる。

表2 本県の無歯科医地区の推移

項目	H21.10月末	H26.10月末	R4.10月末	R5.3.15現在
市町村数	7	8	5	6
地区数	13	14	12	13
人口	3,315	3,498	3,526	5,170 ^(注1)

注 1) R5.1.1 現在の人口である。

注 2) 厚生労働省無歯科医地区等調査及び県保健医療部医療政策課調べによる。

(3) へき地の課題

本県は、台風の来襲や悪天候等で容易に孤立化する小規模離島が多数存在するという地理的特殊性があることから、地域毎に人口や医療機関の設置状況等を的確に把握し、無医地区等又は無歯科医地区等の要件を満たすか適切に把握することが重要です。

ア 無歯科医地区

座間味村(座間味島及び阿嘉島)では、村役場の新築移転に伴い、平成26年度に座間味村で唯一の座間味村立歯科診療所が廃止されています。

多良間村(多良間島)では、歯科医師の退職により、令和4年5月25日から多良間村で唯一の多良間村立歯科診療所が休止しています。

また、与那国町(与那国島)では、令和5年3月15日から与那国町で唯一の民間の歯科診療所が休止していましたが、その後、令和5年6月に廃止となりました。

(4) 医師少数スポット

医師少数スポットとは、都道府県ごと及び二次医療圏ごとの医師の多寡を統一的・客観的に比較・評価した医師偏在指標によって指定された医師少数区域以外の二次医療圏に存在する局所的に医師が少ない地域のことです。

本県では離島地域の準無医地区、沖縄本島内にあるへき地診療所所在地区(国頭村安田・辺土名、大宜味村塩谷、東村平良、名護市三原)及び久米島が対象地区となっています。

医師少数スポットについては、医療計画と連動して策定している医師確保計画において設定し、施策を展開することで該当地区における医師確保対策に取り組んでいます。

表3 対象地区一覧

2次 医療圏	市町村		対象地区				対象地区の種別			
	NO	名称	NO	名称	字等名称	人口(人)	無医	準無医	無歯	準無歯
北部	1	国頭村 (928人)	1	佐手校区 (270人)	謝敷	32	○		○	
					佐手	69				
					辺野喜	126				
					宇嘉	43				
			2	北国 (153人)	宜名真	82	○		○	
					辺戸	71				
			3	奥	奥	142			○	
					楚洲	85				
	4	安田	安田	126			○			
			安波	152						
2	大宜味村	7	押川	押川	49		○		○	
3	伊江村	8	伊江	伊江島	4,366		○			
4	伊平屋村	9	伊平屋	伊平屋島	1,123		○			
5	伊是名村	10	伊是名	伊是名島	1,308		○			
中部	6	うるま市	11	津堅	津堅島	371		○	○	
南部	7	南城市	12	久高	久高島	231		○		
	8	渡嘉敷村	13	渡嘉敷	渡嘉敷島	695		○		
	9	座間味村 (834人)	14	座間味	座間味島	583		○	○	
			15	阿嘉	阿嘉島	251		○	○	
	10	粟国村	16	粟国	粟国島	666		○		
	11	渡名喜村	17	渡名喜	渡名喜島	317		○		
	12	南大東村	18	南大東	南大東島	1,210		○		
13	北大東村	19	北大東	北大東島	542		○			
宮古	14	多良間村	20	多良間	多良間島	1,081		○	○	
八重山	15	石垣市 (231人)	21	明石	伊原間 (明石)	119	○		○	
			22	平久保	平久保	112	○		○	
	16	竹富町 (4,268人)	23	竹富	竹富島	329		○		
			24	黒島	黒島	227		○		
			25	小浜	小浜島	755		○		
			26	西表	西表島	2,424		○		
			27	鳩間	鳩間島	65	○			
			28	波照間	波照間島	468		○		
17	与那国町	29	与那国	与那国島	1,725		○	○		
	17市町村		29地区			19,945	3市町 5地区 719人	15市町村 20地区 18,721人	6市町村 13地区 5,170人	1村 1地区 49人

注1)「無医」は無医地区、「準無医」は準無医地区、「無歯」は無歯科医地区、「準無歯」は準無歯科医地区のこと。

注2)人口は、令和5年1月1日時点、沖縄県企画部市町村課 HP 掲載の「島しょ別住民基本台帳人口及び世帯数」、「市町村の町字別住民基本台帳人口及び世帯数」及び石垣市の報告(宇伊原間内の明石地区)による。

表4 対象地区の人口推移

対象地区の過去5年の人口は、緩やかに減少しています。

対象地区			人口推移(人)					
NO	名称	町字名等	H30.1.1	H31.1.1	R2.1.1	R3.1.1	R4.1.1	R5.1.1
1	佐手校区	謝敷	41	38	36	38	35	32
		佐手	75	73	82	80	77	69
		辺野喜	139	136	132	128	128	126
		宇嘉	39	41	43	50	49	43
2	北国	宜名真	103	97	83	83	81	82
		辺戸	70	67	67	66	67	71
3	奥	奥	178	164	159	154	152	142
4	楚洲	楚洲	80	75	84	91	92	85
5	安田	安田	168	160	155	151	141	126
6	安波	安波	157	164	162	152	149	152
7	押川	押川	54	53	53	55	51	49
8	伊江	伊江島	4,596	4,567	4,524	4,475	4,434	4,366
9	伊平屋	伊平屋島	1,158	1,134	1,126	1,109	1,111	1,123
10	伊是名	伊是名島	1,481	1,401	1,408	1,354	1,315	1,308
11	津堅	津堅島	429	429	392	383	374	371
12	久高	久高島	251	238	239	225	227	231
13	渡嘉敷	渡嘉敷島	699	716	710	723	716	695
14	座間味	座間味島	605	607	595	583	590	583
15	阿嘉	阿嘉島	256	257	257	257	260	251
16	粟国	粟国島	709	695	696	689	681	666
17	渡名喜	渡名喜島	378	376	356	338	341	317
18	南大東	南大東島	1,276	1,219	1,262	1,257	1,230	1,210
19	北大東	北大東島	572	587	589	567	561	542
20	多良間	多良間島	1,165	1,151	1,118	1,099	1,088	1,081
21	明石	伊原間 明石	132	130	151	139	126	119
22	平久保	平久保	141	148	137	131	126	112
23	竹富	竹富島	355	352	365	350	342	329
24	黒島	黒島	213	215	237	233	231	227
25	小浜	小浜島	720	688	698	722	728	755
26	西表	西表島	2,398	2,432	2,443	2,416	2,426	2,424
27	鳩間	鳩間島	48	59	58	57	60	65
28	波照間	波照間島	501	514	514	496	483	468
29	与那国	与那国島	1,709	1,706	1,716	1,697	1,693	1,725
29地区			20,896	20,689	20,647	20,348	20,165	19,945

注)人口の出典は、時点以外は表3の注2と同じ。

表5 対象地区の公共交通機関及び医療確保の状況(令和5年3月31日時点)

対象地区			公共交通機関の状況	医療確保の状況
NO	名称	町字名等		
1	佐手校区	謝敷	路線バスが無く、村営有償バスが1日3回運航しています。	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで15分要します。
		佐手	同上	同上
		辺野喜	同上	同上
		宇嘉	同上	同上
2	北国	宜名真	同上	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで30分要します。
		辺戸	同上	同上
3	奥	奥	同上	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで35分要します。
4	楚洲	楚洲	同上	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで40分要します。
5	安田	安田	同上	同上
6	安波	安波	同上	車で最寄りの国頭村立診療所及び国頭村立歯科診療所まで35分要します。
7	押川	押川	公共交通路線から約2km離れています。	へき地患者輸送車で最寄りの大宜味村立診療所まで送迎しています。
8	伊江	伊江島	定期航路が1日4往復しています。	島内に伊江村立診療所及び伊江村立伊江歯科医院があります。
9	伊平屋	伊平屋島	定期航路が1日2往復しています。	島内に県立伊平屋診療所及び伊平屋村立歯科診療所があります。
10	伊是名	伊是名島	定期航路が1日2往復しています。	島内に県立伊是名診療所及び伊是名村立歯科診療所があります。
11	津堅	津堅島	定期航路が1日5往復しています。	島内に県立津堅診療所があります。
12	久高	久高島	定期航路が1日6往復しています。	島内に県立久高診療所があります。
13	渡嘉敷	渡嘉敷島	定期航路が1日2～3往復しています。	島内に県立渡嘉敷診療所及び民間の歯科診療所があります。
14	座間味	座間味島	定期航路が1日3～4往復しています。	島内に県立座間味診療所があります。
15	阿嘉	阿嘉島	定期航路が1日3～4往復しています。	島内に県立阿嘉診療所があります。
16	粟国	粟国島	定期航路が1日1往復しています。	島内に県立粟国診療所及び粟国村立粟国歯科診療所があります。
17	渡名喜	渡名喜島	定期航路が1日1往復しています。	島内に県立渡名喜診療所及び渡名喜村立渡名喜歯科診療所があります。
18	南大東	南大東島	定期航空路が1日2往復しています。	島内に県立南大東診療所及び南大東村立歯科診療所があります。
19	北大東	北大東島	定期航空路が1日1往復しています。	島内に県立北大東診療所及び北大東村立歯科診療所があります。
20	多良間	多良間島	定期航空路が1日2往復、定期航路が1往復しています。	島内に県立多良間診療所及び多良間村立歯科診療所があります。
21	明石	伊原間明石	路線バスが1日3回運行しています。	車で最寄りの大浜診療所(民間)まで40分要します。
22	平久保	平久保	同上	車で最寄りの大浜診療所(民間)まで45分要します。
23	竹富	竹富島	定期航路が多数あります。	島内に竹富町立竹富診療所があります。
24	黒島	黒島	定期航路が1日8便あります。	島内に竹富町立黒島診療所があります。
25	小浜	小浜島	定期航路が多数あります。	島内に県立小浜診療所があります。

対象地区			公共交通機関の状況	医療確保の状況
NO	名称	町字名等		
26	西表	西表島	定期航路の大原発着が1日多数あり、上原発着が7便あります。	島内に県立大原診療所、県立西表西部診療所、竹富町立大原歯科診療所及び民間の歯科診療所があります。
27	鳩間	鳩間島	定期航路が1日5便あります。	県立西表西部診療所が、月1回(年12回)巡回診療を行っています。
28	波照間	波照間島	定期航路が1日3便あります。	島内に県立波照間診療所及び竹富町立波照間歯科診療所があります。
29	与那国	与那国島	定期航空路が那覇1日1便、石垣1日3便あります。	島内に与那国町立与那国診療所があります。

注)公共交通機関の状況及び医療確保の状況については、対象地区が所在する市町村からの報告による。

3 ヘき地医療

(1) ヘき地医療の現状

対象地区においては、ヘき地診療所や巡回診療等により医療が提供されています。

ア ヘき地診療所

本県のヘき地診療所は、令和5年3月31日時点において、休止している診療所を除き、38診療所(医科25、歯科13)です。

※ 「ヘき地診療所」とは、無医地区等において整備しようとする場所を中心としておおむね半径4kmの区域内に他に医療機関がなく、その区域内の人口が原則として人口1,000人以上であり、かつ当該診療所から最寄りの医療機関まで通常の交通機関を利用して30分以上要する診療所、又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する「離島」で、かつ、医療機関のない離島(以下「無医島」という。)のうち、人口が原則として300人以上、1,000人未満の離島に設置する診療所とされています。

(平成13年5月26日医政発第529号「ヘき地保健医療対策等実施要綱」(以下「国実施要綱」という。))3参照)

イ 過疎地域等特定診療所

本県の過疎地域等特定診療所は、令和5年3月31日時点において、10診療所です。歯科のヘき地診療所のうち、竹富町に所在する診療所を除く市町村立が該当します。

※ 「過疎地域等特定診療所」とは、過疎地域等に都道府県又は市町村が開設する眼科、耳鼻いんこう科又は歯科の過疎市町村唯一の診療所とされています。(国実施要綱14参照)

表6 へき地診療所(医科)(令和5年3月31日時点)

NO	所在市町村	開設者	診療所名称	運営形態	備考
1	名護市	名護市	名護市立久志診療所	指定管理	委託先は、公益社団法人北部地区医師会です。
2	国頭村	国頭村	国頭村立診療所	指定管理	指定管理者は、一般財団法人琉球生命済生会です。
3	国頭村	国頭村	国頭村立東部へき地診療所	指定管理	指定管理者は、公益社団法人地域医療振興協会です。
4	大宜味村	大宜味村	大宜味村立診療所	運営委託	医師個人との委託契約です。
5	東村	東村	東村立診療所	運営委託	委託先は、公益社団法人北部地区医師会です。
6	伊江村	伊江村	伊江村立診療所	直営	伊江村が管理運営しています。
7	伊平屋村	県	県立北部病院附属伊平屋診療所	直営	沖縄県病院事業局が管理運営しています。
8	伊是名村	県	県立北部病院附属伊是名診療所	直営	同上
9	うるま市	県	県立中部病院附属津堅診療所	直営	同上
10	南城市	県	県立南部医療センター・こども医療センター附属久高診療所	直営	同上
11	渡嘉敷村	県	県立南部医療センター・こども医療センター附属渡嘉敷診療所	直営	同上
12	座間味村	県	県立南部医療センター・こども医療センター附属座間味診療所	直営	同上
13	座間味村	県	県立南部医療センター・こども医療センター附属阿嘉診療所	直営	同上
14	粟国村	県	県立南部医療センター・こども医療センター附属粟国診療所	直営	同上
15	渡名喜村	県	県立南部医療センター・こども医療センター附属渡名喜診療所	直営	同上
16	南大東村	県	県立南部医療センター・こども医療センター附属南大東診療所	直営	同上
17	北大東村	県	県立南部医療センター・こども医療センター附属北大東診療所	直営	同上
18	多良間村	県	県立宮古病院附属多良間診療所	直営	同上
19	竹富町	竹富町	竹富町立竹富診療所	指定管理	指定管理者は、公益社団法人地域医療振興協会です。
20	竹富町	竹富町	竹富町立黒島診療所	指定管理	同上
21	竹富町	県	県立八重山病院附属小浜診療所	直営	沖縄県病院事業局が管理運営しています。
22	竹富町	県	県立八重山病院附属大原診療所	直営	同上
23	竹富町	県	県立八重山病院附属西表西部診療所	直営	同上
24	竹富町	県	県立八重山病院附属波照間診療所	直営	同上
25	与那国町	与那国町	与那国町立与那国診療所	指定管理	指定管理者は、公益社団法人地域医療振興協会です。
	県立 計	16診療所	(休止中を除く。)		※1 令和5年3月31日時点沖縄県保健医療部医療政策課調べ及び関係市町村からの報告による。
	市町村立 計	9診療所			
	民間 計	0診療所			
	合計	25診療所			

注1) 以下、県立病院附属の診療所は、「県立〇〇診療所」という。

表7 ヘき地診療所(歯科)(令和5年3月31日時点)

NO	所在市町村	開設者	診療所名称	運営形態	備考
1	大宜味村	大宜味村	大宜味村立歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。
2	東村	東村	東村立歯科診療所	運営委託	同上
3	伊江村	伊江村	伊江歯科医院	運営委託	同上
4	伊平屋村	伊平屋村	伊平屋村立歯科診療所	運営委託	同上
5	伊是名村	伊是名村	伊是名村立歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。H29.9月から再開しています。
6	渡嘉敷村	高野匠	渡嘉敷村歯科診療所	-	民間の歯科診療所です。
7	粟国村	粟国村	粟国村歯科診療所	直営	粟国村が管理運営しています。
8	渡名喜村	渡名喜村	渡名喜村歯科診療所	直営	渡名喜村が管理運営しています。
9	南大東村	南大東村	南大東村立歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。
10	北大東村	北大東村	北大東村立歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。
11	多良間村	多良間村	多良間村立歯科診療所	-	休止しています。
12	竹富町	竹富町	竹富町立大原歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。
13	竹富町	医療法人 桜和会	西表西部歯科診療所	-	民間の歯科診療所です。
14	竹富町	竹富町	竹富町立波照間歯科診療所	運営委託	歯科医師個人との委託契約です。
15	与那国町	大仲徹	大仲歯科医院	-	民間の歯科診療所です。令和5年3月15日から休止し、その後、令和5年6月に廃止となりました。
県立 計		0診療所		注1) 令和5年3月31日時点沖縄県保健医療部医療政策課調べ及び関係市町村からの報告による。 注2) 過疎地域等特定診療所は、表中の竹富町に所在する診療所を除く市町村立歯科診療所が該当する。	
市町村立 計		11診療所 (休止中を除く。)			
民間 計		2診療所 (休止中を除く。)			
合計		13診療所			

注2)「過疎地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に基づき公示された市町村のこと。本県の過疎地域(全部過疎)は、令和4年4月1日時点において、以下の3町12村です。

国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、久米島町、南大東村、多良間村、与那国町。

ウ ヘき地診療所の医療従事者数

医科の25ヘき地診療所の医療従事者は、令和4年4月1日時点において、医師30名(常勤26名、非常勤4名)、看護師46名(常勤40名、非常勤6名)です。

歯科の13ヘき地診療所の医療従事者数は、歯科医師16(常勤15名、非常勤1名)、歯科衛生士8名(常勤6名、非常勤2名)です。

ほとんどの診療所において、医師、看護師等の医療従事者は、1名体制です。

表8 へき地診療所の医療従事者数(医科)(令和4年4月1日時点)

NO	診療所名称	医師数		看護師数		
		常勤	非常勤		常勤	非常勤
1	名護市立久志診療所	2	1	1	1	0
2	国頭村立診療所	1	1	0	2	1
3	国頭村立東部へき地診療所	1	1	0	2	1
4	大宜味村立診療所	2	1	1	5	3
5	東村立診療所	2	1	1	2	2
6	伊江村立診療所	2	2	0	11	11
7	県立伊平屋診療所	1	1	0	1	1
8	県立伊是名診療所	1	1	0	2	1
9	県立津堅診療所	1	1	0	1	1
10	県立久高診療所	2	1	1	1	1
11	県立渡嘉敷診療所	1	1	0	1	1
12	県立座間味診療所	1	1	0	1	1
13	県立阿嘉診療所	1	1	0	1	1
14	県立粟国診療所	1	1	0	1	1
15	県立渡名喜診療所	1	1	0	1	1
16	県立南大東診療所	1	1	0	1	1
17	県立北大東診療所	1	1	0	1	1
18	県立多良間診療所	1	1	0	1	1
19	竹富町立竹富診療所	1	1	0	1	1
20	竹富町立黒島診療所	1	1	0	1	1
21	県立小浜診療所	1	1	0	1	1
22	県立大原診療所	1	1	0	1	1
23	県立西表西部診療所	1	1	0	2	1
24	県立波照間診療所	1	1	0	1	1
25	与那国町立与那国診療所	1	1	0	3	3
計		30	26	4	46	6

注1) 県立診療所は「令和4年度へき地医療現況調査」、市町村立診療所は関係市町村からの報告による。

表9 へき地診療所の医療従事者数(歯科)(令和4年4月1日時点)

NO	診療所名称	歯科医師数			歯科衛生士数		
		常勤	非常勤		常勤	非常勤	
1	大宜味村立歯科診療所	2	2	0	3	1	2
2	東村立歯科診療所	1	1	0	2	2	0
3	伊江歯科医院	1	1	0	0	0	0
4	伊平屋村立歯科診療所	1	1	0	1	1	0
5	伊是名村立歯科診療所	1	1	0	1	1	0
6	渡嘉敷村立歯科診療所	1	1	0	0	0	0
7	粟国村立歯科診療所(R4.1月から開院)	1	0	1	0	0	0
8	渡名喜村立歯科診療所	1	1	0	0	0	0
9	南大東村立歯科診療所	1	1	0	0	0	0
10	北大東村立歯科診療所	1	1	0	0	0	0
11	多良間村立歯科診療所(R4.5.25から休止)	1	1	0	1	1	0
12	竹富町立大原歯科診療所	1	1	0	0	0	0
13	西表西部歯科診療所	1	1	0	0	0	0
14	竹富町立波照間歯科診療所	1	1	0	0	0	0
15	大仲歯科医院(R5.3.15から休止)	1	1	0	0	0	0
計		16	15	1	8	6	2

注1) 市町村立診療所は関係市町村からの報告、民間診療所は「令和4年度へき地医療現況調査」又は関係市町村からの報告による。

Ⅰ ヘき地診療所の患者数

医科のへき地診療所の過去5年間の年間延べ患者数は、以下のとおり、

平成30年度 年間延べ患者数 133,623人 1日あたり平均患者数 512.8人

令和元年度 年間延べ患者数 134,965人 1日あたり平均患者数 518.7人

令和2年度 年間延べ患者数 119,690人 1日あたり平均患者数 458.8人

令和3年度 年間延べ患者数 125,928人 1日あたり平均患者数 483.9人

令和4年度 年間延べ患者数 130,714人 1日あたり平均患者数 506.9人

と推移しており、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による受診控えにより、患者数の減少が見られます。

歯科のへき地診療所の患者数については、集計が行われていない診療所があり全体的な比較ができませんでしたが、判明している状況について整理しています。

表10 ヘき地診療所の年間延べ患者数(医科)

NO	診療所名称	年間延べ患者数				
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	名護市立久志診療所	2,672	2,537	2,457	2,364	2,384
2	国頭村立診療所	14,466	14,094	12,072	12,148	12,019
3	国頭村立東部へき地診療所	921	1,068	1,302	1,246	1,296
4	大宜味村立診療所	17,706	19,925	16,599	19,616	20,250
5	東村立診療所	6,202	6,175	5,078	5,632	5,535
6	伊江村立診療所	25,623	25,637	26,955	27,219	28,114
7	県立伊平屋診療所	4,224	4,172	4,121	4,372	4,636
8	県立伊是名診療所	5,031	4,791	4,163	4,287	4,609
9	県立津堅診療所	2,315	2,610	2,220	2,143	2,109
10	県立久高診療所	1,526	1,551	1,237	1,384	1,297
11	県立渡嘉敷診療所	2,763	2,813	2,690	2,649	2,899
12	県立座間味診療所	3,530	3,312	2,645	2,591	2,834
13	県立阿嘉診療所	1,638	1,818	1,696	1,549	1,716
14	県立粟国診療所	3,623	4,162	3,527	3,413	3,063
15	県立渡名喜診療所	2,609	2,513	2,397	2,338	2,034
16	県立南大東診療所	6,036	5,837	4,894	5,537	5,137
17	県立北大東診療所	3,300	3,241	2,609	2,476	2,341
18	県立多良間診療所	5,589	4,804	4,107	4,603	4,667
19	竹富町立竹富診療所	1,543	1,778	1,620	1,870	2,665
20	竹富町立黒島診療所	1,185	1,422	1,065	1,452	1,665
21	県立小浜診療所	2,590	2,499	2,284	2,042	2,268
22	県立大原診療所	3,986	3,921	2,855	2,983	3,451
23	県立西表西部診療所	4,919	4,232	3,354	3,617	4,506
24	県立波照間診療所	3,128	3,025	2,255	2,096	2,443
25	与那国町立与那国診療所	6,498	7,028	5,488	6,301	6,776
	計	133,623	134,965	119,690	125,928	130,714

注1)各年度4月1日から3月31日までの1年間の延べ患者数です。

注2)患者数については、沖縄県病院事業局及び関係市町村からの報告による。以下同じ。

表11 へき地診療所の1日あたり平均患者数(医科)

NO	診療所名称	1日あたり平均患者数				
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	名護市立久志診療所	120	113	105	103	102
2	国頭村立診療所	49.7	48.4	40.7	41.1	40.8
3	国頭村立東部へき地診療所	38	4.4	5.4	5.2	5.3
4	大宜味村立診療所	62.3	69.2	57.0	67.3	70.2
5	東村立診療所	230	21.0	21.0	230	230
6	伊江村立診療所	102.4	102.5	107.8	107.9	114.7
7	県立伊平屋診療所	17.3	17.4	17.0	18.1	19.2
8	県立伊是名診療所	20.6	20.0	17.2	17.8	19.0
9	県立津堅診療所	9.5	10.9	9.2	8.9	8.7
10	県立久高診療所	6.3	6.5	5.1	5.7	5.4
11	県立渡嘉敷診療所	11.3	11.7	11.1	11.0	12.0
12	県立座間味診療所	14.5	13.8	10.9	10.8	11.7
13	県立阿嘉診療所	6.7	7.6	7.0	6.4	7.1
14	県立粟国診療所	14.8	17.3	14.6	14.2	12.7
15	県立渡名喜診療所	10.7	10.5	9.9	9.7	8.4
16	県立南大東診療所	24.7	24.3	20.2	23.0	21.2
17	県立北大東診療所	13.5	13.5	10.8	10.3	9.7
18	県立多良間診療所	22.9	20.0	17.0	19.1	19.3
19	竹富町立竹富診療所	6.9	7.8	5.0	7.8	11.2
20	竹富町立黒島診療所	5.0	6.0	5.5	6.0	6.9
21	県立小浜診療所	10.6	10.4	9.4	8.5	9.4
22	県立大原診療所	16.3	16.3	11.8	12.4	14.3
23	県立西表西部診療所	20.2	17.6	13.9	15.0	18.6
24	県立波照間診療所	12.8	12.6	9.3	8.7	10.1
25	与那国町立与那国診療所	27.0	29.0	22.0	26.0	28.0
計		512.8	518.7	458.8	483.9	506.9

注) 診療日数は、休診日を除いた診療日数を用いて算出している。

表12 へき地診療所の年間延べ患者数(歯科)

NO	診療所名称	年間延べ患者数				
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	大宜味村立歯科診療所	6,451	6,682	6,713	6,648	6,598
2	東村立歯科診療所	3,873	4,108	4,272	3,890	3,864
3	伊江歯科医院	6,111	6,021	6,023	5,999	5,789
4	伊平屋村立歯科診療所				1,035	1,102
5	伊是名村立歯科診療所	2,709	2,313	1,893	2,033	2,217
6	渡嘉敷村歯科診療所					
7	栗国村歯科診療所(R4.1月から開院)				116	156
8	渡名喜村歯科診療所		506	483	425	338
9	南大東村立歯科診療所	3,522	2,755	2,671	2,793	1,757
10	北大東村立歯科診療所	915	950	1,381	425	805
11	多良間村立歯科診療所(R4.5.25から休止)	1,920	1,832	1,457	1,556	307
12	竹富町立大原歯科診療所	984	1,119	1,526	1,600	
13	西表西部歯科診療所					
14	竹富町立波照間歯科診療所	297	324	232	146	91
15	大仲歯科医院(R5.3.15から休止)					
計 (判明部分のみ)		26,782	26,610	26,651	26,666	23,024

注) 空欄は、数値が判明しなかった部分。その他については、表10と同じ。

表13 へき地診療所の1日あたりの平均患者数(歯科)

NO	診療所名称	1日あたり平均患者数				
		H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
1	大宜味村立歯科診療所	272	258	252	257	261
2	東村立歯科診療所	140	150	150	140	140
3	伊江歯科医院	227	228	229	238	219
4	伊平屋村立歯科診療所				4.1	4.3
5	伊是名村立歯科診療所	11.1	9.1	7.5	82	90
6	渡嘉敷村歯科診療所					
7	粟国村歯科診療所(R4.1月から開院)				23	0.7
8	渡名喜村歯科診療所		40	40	20	20
9	南大東村立歯科診療所	14.7	11.5	11.1	11.6	7.3
10	北大東村立歯科診療所	42	4.4	62	1.9	4.1
11	多良間村立歯科診療所(R4.5.25から休止)	80	7.6	6.1	6.5	7.7
12	竹富町立大原歯科診療所	42	4.8	7.0	7.1	
13	西表西部歯科診療所					
14	竹富町立波照間歯科診療所	1.0	1.2	0.7	0.5	0.3
15	大仲歯科医院(R5.3.15から休止)					
計 (判明部分のみ)		107.1	106.2	105.7	107.8	97.4

注) 空欄は、数値が判明しなかった部分。その他については、表 11 と同じ。

オ ヘき地診療所に関するその他事項

へき地を抱える国頭村や大宜味村等の市町村においては、へき地患者輸送車を整備し、患者の通院支援を行っています。

県では、これらの市町村がへき地患者輸送車を整備する費用を補助する等の財政支援を行っています。

カ 対象地区の巡回診療

へき地診療所では、医療資源が限られる中、地域住民が求める医療を主に医師 1 名体制で提供する必要がある、多様な診療領域に対応できる幅広い臨床能力を身に付けた医師(主に総合診療医)が診療に従事していますが、眼科、耳鼻いんこう科精神科等の専門科疾患について、十分な対応をすることが困難な場合があります。

このため、へき地医療拠点病院や民間医療機関(オリブ山病院)による対象地区の巡回診療が実施されています。

また、県では、離島・へき地における専門科の受診機会を確保するため、平成 24 年度から眼科や耳鼻いんこう科等の特定診療科目の巡回診療を実施しています。

しかしながら、へき地診療所や巡回診療では、居住する地域で必要な医療を受けることができず、地域外の医療機関へ通院せざるを得ない方々もいますので、本県では、このような方々を対象に、島外の医療施設への通院費の負担を軽減するための取り組みを平成 29 年度から実施しています。

表14 対象地区の巡回診療の実施状況(令和4年度)

実施主体名称	診療科目	巡回地区	回数 (回)	延べ 患者数 (人)
県立八重山病院 (へき地医療拠点病院)	内科	鳩間	4	46
		西表	6	37
	精神科	波照間	6	39
		与那国	6	78
県立宮古病院 (へき地医療拠点病院)	精神科	多良間	5	35
	整形外科	多良間	1	12
琉球大学病院 (へき地医療拠点病院)	耳鼻いんこう科	渡名喜	6	25
社会医療法人葦の会 オリブ山病院	精神科	座間味	22	165
		南大東	20	214
		北大東	22	77
		粟国	22	118
県 (専門医派遣巡回診療支援事 業、離島巡回診療へり等運営事 業)	眼科 耳鼻いんこう科 整形外科 皮膚科	伊平屋	5	61
		伊是名	4	58
		伊江	8	107
		渡嘉敷	8	51
		粟国	5	55
		久高	8	38
		黒島	13	97
		南大東	4	79
		与那国	41	646
		(※以下内訳)	(4診療科)	(9地区)
琉球大学病院 (へき地医療拠点病院)	耳鼻いんこう科	黒島	2	24
		南大東	1	18
	皮膚科	与那国	11	177
東京大学	眼科	与那国	12	175
山王耳鼻咽喉科	耳鼻いんこう科	伊江	6	65
		与那国	12	187
高橋眼科	眼科	伊平屋	3	35
		伊江	2	42
		渡嘉敷	3	24
		久高	3	15
		黒島	4	26
		南大東	3	61
エムスキンクリニック	皮膚科	渡嘉敷	1	5
		黒島	1	4
その他個人	眼科	粟国	3	37
		伊是名	2	25
	整形外科	伊平屋	2	26
		伊是名	2	33
		渡嘉敷	4	22
		粟国	2	18
		久高	5	23
		黒島	6	43
与那国	6	107		
合計		16地区	216回	2,038人

注) 各実施主体又は委託先からの報告による。

キ 対象地区の急患空輸

へき地診療所では十分に対応できない救急患者については、浦添総合病院が運行している沖縄県ドクターヘリ、陸上自衛隊第15旅団(以下「自衛隊」という。)及び第十一管区海上保安本部(以下「海上保安庁」という。)等の協力により、沖縄本島等の病院へ、ヘリコプター等で急患搬送できる体制を整えています。

各搬送機関の地域及び時間帯の役割分担については、概ね表15のとおりで、対象地区の急患空輸実績は、表16のとおりです。

また、自衛隊又は海上保安庁による搬送の際には、医師等を添乗させることとしており、令和5年3月31日時点において、添乗協力病院数は表17のとおり12病院です。

表15 急患空輸体制の役割分担について

搬送区間	日中 (目安8:30～17:30)	夜間 (目安17:30～8:30)
沖縄本島内	ドクターヘリ	救急車
沖縄本島 — 本島周辺離島(南北大東島を除く。)	ドクターヘリ	自衛隊
沖縄本島 — 南北大東島、宮古島、石垣島	自衛隊	自衛隊
宮古島、宮古島周辺離島 — 石垣島	海上保安庁	海上保安庁
宮古島 — 宮古島周辺離島	海上保安庁	海上保安庁
石垣島 — 石垣島周辺離島	海上保安庁	海上保安庁

表16 対象地区の急患空輸実績

NO	搬送機関名称	年度別急患搬送実績(件)				注1)沖縄県保健医療部医療政策課調べ。 注2)搬送実績件数は、総搬送件数のうち対象地区分を抽出した件数です。 注3)その他はメッシュ飛行機及び北部地域救急救助ヘリ。
		R1	R2	R3	R4	
1	ドクターヘリ	155	113	81	57	
2	自衛隊	67	54	54	54	
3	海上保安庁	63	64	66	65	
4	その他	3	32	87	97	
計		288	263	288	273	

表17 本県の添乗協力病院一覧(令和5年3月31日時点)

NO	医療機関名称	NO	医療機関名称
1	社会医療法人敬愛会 中頭病院	8	沖縄県立宮古病院
2	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	9	沖縄県立八重山病院
3	沖縄赤十字病院	10	医療法人徳洲会 中部徳洲会病院
4	沖縄医療生活協同組合 沖縄協同病院	11	社会医療法人友愛会 友愛医療センター
5	医療法人徳洲会 南部徳洲会病院	12	琉球大学病院
6	沖縄県立中部病院	注)沖縄県保健医療部医療政策課調べ	
7	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター		

(2) ヘき地医療の課題

ア 特定診療科目等の巡回診療等

ヘき地診療所やヘき地医療拠点病院等は、対象地区の巡回診療を継続して実施することが求められます。

また、県では、対象地区の住民が必要な医療を受ける機会を確保するため、平成24年度から眼科や耳鼻いんこう科等の特定診療科目の巡回診療を実施する(専門医派遣巡回診療支援事業等)とともに、平成29年度から新たに離島患者の島外への通院等の経済的負担を軽減する取り組み(離島患者等通院費支援事業)を開始しており、地域住民のニーズを踏まえた取り組みを継続していく必要があります。

特に、無歯科医地区及び準無歯科医地区の歯科医療の確保については、無歯科医地区及び準無歯科医地区が所在する関係市町村とともに施策を検討する必要があります。

イ 効率的な急患搬送体制の構築

対象地区の急患搬送を効率的かつ安定的に実施するためには、添乗協力病院数を増やすことや搬送時間を短縮すること等の取り組みを実施していく必要があります。

詳細については、第5章1(1) 救急医療を参照。

4 ヘき地医療の支援

(1) ヘき地医療の支援の現状

ア ヘき地医療拠点病院

ヘき地診療所に対する支援を行う医療機関として、ヘき地医療拠点病院があります。本県のヘき地医療拠点病院は、令和5年3月31日時点において、7病院です。

ヘき地医療拠点病院では、以下イからオまでのとおりヘき地医療の支援が行われています。

※ 「ヘき地医療拠点病院」とは、無医地区等を対象として、ヘき地医療支援機構の指導・調整の下に、巡回診療、ヘき地診療所等への医師派遣、ヘき地診療所の医師等の休暇時における代診医派遣等を実施した実績を有する又はこれらの事業を当該年度に実施できると認められる病院として都道府県知事が指定した病院とされています。

(国実施要綱2参照)

表18 へき地医療拠点病院一覧

NO	医療機関名称	指定年月日
1	沖縄県立北部病院	平成14年7月9日
2	沖縄県立中部病院	平成14年7月9日
3	沖縄県立宮古病院	平成14年7月9日
4	沖縄県立八重山病院	平成14年7月9日
5	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	平成18年4月1日
6	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	平成19年4月6日
7	琉球大学病院	平成23年3月24日

注) 沖縄県保健医療部
医療政策課調べ

イ 巡回診療

前述の3-(1)-カ「対象地区の巡回診療」及び表 14「対象地区における巡回診療の実施状況(令和4年度)」参照。

ウ 医師派遣

医師派遣とは、へき地医療拠点病院からへき地診療所に、常勤医等として継続的に従事する医師及び歯科医師を派遣することであり、医師の確保が困難なへき地診療所に対する重要な支援の一つです。

また、病院事業局では、専門研修において離島診療所等で勤務するプログラムを設置し、養成した医師を離島診療所へ派遣しています。

エ 代診医派遣

代診医派遣とは、へき地診療所で働く医師の医療技術の向上に関する研修に参加する場合や休暇を取得する場合に、一時的な代替として医師を派遣する制度です。

へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣状況については、令和2年度に681日、令和3年度に430日、令和4年度に629日となっています。

オ 代替看護師派遣

代替看護師派遣とは、へき地診療所で働く看護師も、医師と同様、研修や休暇等の場合に容易に診療所を離れることができないため、看護師が必要な医療技術を学ぶための研修に参加する場合や休暇を取得する場合に、一時的な代替として看護師を派遣することであり、へき地診療所に対する重要な支援の一つです。

へき地医療拠点病院による代替看護師派遣状況は、親病院である県立病院が県立のへき地診療所へ代替看護師を派遣しており、令和2年度に137.5日、令和3年度に139日、令和4年度に286日となっています。

表19 へき地医療拠点病院によるへき地診療所への代診医派遣状況

NO	医療機関名称	年度別代診医派遣日数			派遣先診療所	
		R2	R3	R4	診療所数	名称
1	沖縄県立北部病院	41	42	103	2	伊平屋、伊是名
2	沖縄県立中部病院	458	182	191	7	津堅、渡嘉敷、南大東、渡名喜、久高、座間味、大原
3	沖縄県立南部医療センター・ こども医療センター	75	94	131	8	渡嘉敷、南大東、久高、粟国、 渡名喜、座間味、阿嘉、北大東
4	沖縄県立宮古病院	23	49	67	1	多良間
5	沖縄県立八重山病院	84	63	137	5	津堅、小浜、大原、西表西部、 波照間
6	琉球大学病院	0	0	0	0	
7	社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	0	0	0	0	
合計		681	430	629		

注1) 沖縄県保健医療部医療政策課調べ。

カ その他の支援

へき地医療拠点病院である県立病院では、本院の電子カルテシステムを附属のへき地診療所においても閲覧できる環境を整え、へき地診療所での診療を支援しています。

(2) へき地医療の支援の課題

本県の地理的特殊性やへき地診療所の診療体制、勤務環境等を踏まえると、この計画の対象地区における医療については、医師、歯科医師等の医療従事者の技能を最大限引き出し、へき地に暮らす住民に対する医療サービスが継続して実施される体制を構築する必要があります。

医師についても、他の医療従事者同様、令和6年4月から働き方改革が実施されることに伴い、一層の負担軽減が求められることから、これまで実施してきたへき地医療拠点病院等による継続的な支援の充実強化に加え、オンライン診療を含む遠隔医療の活用に向けた取り組みを進めていく必要があります。

ア へき地医療拠点病院による巡回診療、医師派遣及び代診医派遣の拡充

厚生労働省によると、へき地医療拠点病院は、その主たる事業である巡回診療、医師派遣又は代診医派遣のいずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施することが望ましいとされています。

本県のへき地医療拠点病院のうち、各県立病院は代診医派遣を年12回以上

実施しています。琉球大学病院は、令和5年度から代診医派遣に取り組むとともに、県が実施する専門医派遣巡回診療支援事業を通して年 12 回以上の巡回診療に協力しています。浦添総合病院については、令和5年度から代診医派遣に取り組むとともに、救急医療としてドクターヘリの急患搬送によりへき地医療に貢献しているところです。

へき地医療拠点病院は、引き続き、へき地診療所に対する支援の拡充に取り組む必要があります。

イ へき地医療拠点病院による代替看護師等の充実強化

現在、県立診療所については、親病院である県立病院からの代替看護師派遣や対象地区に在住している潜在看護師を代替看護師として活用している事例がありますが、休暇の取得日が重複する場合など、代替看護師の派遣の確保が困難な状況があることから、代替看護師派遣体制を充実強化していくことが求められます。

ウ オンライン診療を含む遠隔医療の活用

厚生労働省は、都道府県においてオンライン診療を含む遠隔医療を活用したへき地医療の支援を行うよう、「へき地の医療体制構築に係る指針」で示しています。

本県のへき地診療所(医科)は 25 診療所ありますが、ほとんどが医師1人の診療体制となっており、また、20 診療所が離島に所在していることから、限られた医療資源を柔軟かつ効率的に活用し、かつ医師の負担軽減を図るため、オンライン診療を含む遠隔医療の導入を進めていく必要があります。

5 医療従事者の確保

(1) 医療従事者の確保の現状

ア 医師

(ア) 医学生

a 自治医科大学への学生派遣

県は、離島・へき地における医師確保を目的として、昭和 48 年度から自治医科大学への県出身学生の派遣を行っています。卒業生は、学費の免除を受ける条件として一定期間へき地診療所等の医療機関に勤務することとなっており、へき地医療の主要な担い手となっています。

b 琉球大学医学部地域枠

沖縄県では、医師不足と偏在の解消を目的として、平成 21 年度から琉球大学医学部に地域枠が設置され、定員を増員して医学生の養成が行われています。県は、地域枠学生に修学資金を貸与し、地域枠学生が医師免許の取得後、知事が指定する北部及び離島・へき地の医療機関で一定期間就業した場合には、貸与した資金の返還を免除する仕組みを構築しています。地域枠卒業医師の一部は、臨床・専門研修終了後、平成 31 年度からへき地診療所における重要な担い手として勤務しています。

(イ) 臨床研修医

基幹型臨床研修病院では、臨床研修費等補助金を活用し、離島・へき地診療所において、患者が営む日常生活や居住する地域の特性に即した医療(在宅医療を含む)について理解し実践するため、地域医療研修を実施しています。

(ウ) 専攻医

県は、医師の確保が困難な離島・へき地の医師を確保するため、県立病院において専攻医を養成し、離島・へき地の病院及び診療所に派遣する専攻医養成事業を行っています。多様な診療領域に対応できる幅広い臨床能力を身に付けた医師を養成し、離島診療所へ派遣しています。

イ 看護師

(ア) 看護大学における地域推薦入学制度

看護大学では、一般選抜試験と特別選抜試験を行っており、特別選抜試験の「離島・過疎地域推薦選抜」として8名の枠を設けております。対象となるのは、離島及び過疎地域の中学校を卒業し、在学する高等学校長や卒業した中学校を設置している市町村長の推薦を受けた者となります。

※ 対象の公立中学校のある 21 市町村国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村、うるま市(津堅)、久米島町、南大東村、北大東村、南城市(久高)、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、宮古島市、多良間村、石垣市、竹富町、与那国町

(イ) 看護大学における離島・へき地実習

離島・へき地で医療を担う看護職者の育成を目的として、島嶼で暮らす人々の生活を、地理的、文化的な広い視野から理解し、島嶼における健康問題の解決や健康生活上の課題解決のために、プライマリー・ヘルスケアとチームアプローチ

(協働と連携)を学ぶ「島嶼・国際保健看護実習」を選択必修科目とするとともに、学生が離島・へき地を正しく理解し、魅力ある職場として選択できるように、離島・へき地実習を実施しています。

(ウ) 看護師等修学資金の業務従事期間の計算優遇

看護職員の確保が困難な医療施設等で就業する場合、返還債務の当然免除とする業務従事期間を計算する際に、月数を2倍にして計算することにより、就業義務年限を半減し、当該医療施設等への就業を促しています。

また、平成30年度より特定町村のうち、保健師の確保が特に困難であるとして知事が指定する町村に保健師として業務に従事したときは、実際の業務従事期間に3.5倍をかけた月数が返還免除の従事期間となり、特定町村の保健師確保対策を促進しています。

ウ 歯科医師及び歯科衛生士

市町村立歯科診療所では、開設者である市町村が指定管理等により歯科診療所を運営しており、歯科医師、歯科衛生士等の確保に取り組んでいます。

(2) 医療従事者の確保の課題

ア 医師

県は、自治医科大学や琉球大学医学部地域枠において医師を養成しています。

また、基幹型臨床研修病院における離島・へき地診療所での地域医療研修の拡大、県立病院における専攻医の確保により、へき地診療所を含む離島・へき地の医療機関に勤務する医師の養成、確保を引き続き計画的に実施していくことが求められています。

イ 看護師

県立診療所における看護師については、県病院事業局において、その必要数が確保されていますが、産休や育児休業、病休等の代替職員の確保に苦慮する場合もあり、離島・へき地においては、島内の潜在看護師の人材活用を含め取り組む必要があります。

ウ 歯科医師及び歯科衛生士

へき地診療所における歯科医師及び歯科衛生士については、開設者である市町村の努力により一定程度確保されています。

今後は、関係市町村のニーズ、取り組み等を踏まえ、必要に応じて、関係市町村

とともに確保のための施策を検討する必要があります。

なお、医療従事者の確保の詳細については、「第7章 医療従事者の養成・確保」を参照。

6 行政機関等による支援

(1) 行政機関等による支援の現状

ア 県による支援

(ア) へき地医療支援機構

県は、広域的なへき地医療支援事業を企画・調整し、へき地医療対策の各種事業を円滑かつ効率的に実施することを目的とした沖縄県へき地医療支援機構の運営を公益社団法人地域医療振興協会への委託により、平成19年度から実施しています。同機構では、へき地の公的医療機関での勤務を希望する医師の情報や医師の派遣が可能な医療機関等の情報を県内外から収集し、登録・管理して、へき地の公的医療機関へ紹介するドクターバンクを運営しており、新規登録医は令和2年度39名、令和3年度32名、令和4年度38名となっています。

(イ) 沖縄県地域医療支援センター

県は、医療法に定められた地域医療支援事務の一部を琉球大学に委託し、医師の地域偏在解消を図るため、県内の医師不足の状況を把握・分析し、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と医師不足病院等の医師確保の支援等を一体的に行っております。

(ウ) 代診医派遣

県は、へき地診療所の医師の勤務環境を改善するため、以下の代診医派遣の取り組みを実施しています。

a 代診医派遣事業(ドクタープール事業)

県保健医療部は、代診を行う医師2名を確保し、離島診療所の医師が研修及び学会に参加する際の代診医として派遣しています。

b ヘき地医療支援機構による代診医派遣

県は、へき地医療支援機構による代診医派遣の調整、受託先の地域医療振興協会等の医師により代診医派遣を実施しています。

c 県補助事業によるへき地医療拠点病院の代診医派遣

県は、へき地医療拠点病院運営事業により、琉球大学病院、浦添総合病院が行う代診医派遣を支援しています。

へき地医療拠点病院、代診医派遣事業及びへき地医療支援機構による代診医派遣の3つの取り組みの代診医派遣実績は、令和2年度は 950 日、令和3年度は 622 日、令和4年度は 885 日となっています。

表20 ヘき地診療所の代診医利用実績

NO	診療所名	R2年度				R3年度				R4年度			
		拠点	県	機構	計	拠点	県	機構	計	拠点	県	機構	計
1	名護市立久志診療所				0				0				0
2	国頭村立診療所				0				0				0
3	国頭村立東部へき地診療所			7	7			5	5			9	9
4	大宜味村立診療所				0				0				0
5	東村立診療所				0				0				0
6	伊江村立診療所				0		4	4	8			4	4
7	県立伊平屋診療所	16			16	23			23	48	3	9	60
8	県立伊是名診療所	25			25	19			19	55		14	69
9	県立津堅診療所	437	73	8	518	140	18		158	128	12		140
10	県立久高診療所	9	6		15	9	6		15	9	2		11
11	県立附属渡嘉敷診療所	11	18		29	30	21		51	14	26		40
12	県立座間味診療所	11	23		34	15	34		49	36	19	5	60
13	県立阿嘉診療所	8	5		13	11	6		17	8	14	6	28
14	県立粟国診療所	15	10	8	33	34	13	7	54	30	14	8	52
15	県立渡名喜診療所	14	9		23	19	18		37	27	18	13	58
16	県立南大東診療所	19	8		27	18	23		41	49	28		77
17	県立北大東診療所	16	6		22	4	11	6	21	21	4	6	31
18	県立多良間診療所	23	3		26	49	4		53	67	4		71
19	竹富町立竹富診療所			40	40			12	12			11	11
20	竹富町立黒島診療所			24	24				0			13	13
21	県立小浜診療所	34			34	22			22	43			43
22	県立大原診療所	5			5	15			15	41			41
23	県立西表西部診療所	12	4		16	11			11	41	3		44
24	県立波照間診療所	26			26	11			11	12			12
25	与那国町立与那国診療所			17	17				0			11	11
計		681	165	104	950	430	158	34	622	629	147	109	885

注1)「拠点」はへき地医療拠点病院独自の派遣事業、「県」は代診医派遣事業、「機構」はへき地医療支援機構運営事業委託による代診医のこと。

注2)本表は、事業の実施主体別で計上しており、表19の琉球大学病院の実績分は、へき地医療拠点病院の実績として計上している。

(エ) 代替看護師派遣

県は、へき地医療拠点病院による代替看護師派遣とは別に、離島診療所の看護師の勤務環境を改善するため、平成 25 年度から、沖縄県病院事業局が配置する2名(令和元年度から3名)の代替看護師に係る人件費等を補助する離島診療所代替看護師支援事業を実施しています。

離島診療所代替看護師支援事業の派遣実績は、令和2年度に 381 日、令和3年度に 389 日、令和4年度に 443 日となっています。

表21 へき地医療拠点病院から離島診療所への代替看護師派遣状況

NO	種別	年度別代替看護師派遣日数			
		R1	R2	R3	R4
1	県立病院による県立の離島診療所への派遣実績	238	137.5	139	286
2	県事業の離島診療所代替看護師支援事業による派遣実績	406	381	389	443
合計		644	518.5	528	729

注) 沖縄県保健医療部保健医療総務課調べ。

(オ) 沖縄県離島・へき地遠隔医療支援情報システム

県は、平成 12 年度からへき地診療所に対する支援を目的に、6つの県立病院、16 の県立診療所及び本庁を結ぶネットワーク「沖縄県離島・へき地遠隔医療支援情報システム」を運用しています。

当該システムでは、へき地診療所にいながら、各施設間の診療ノウハウの共有、診療相談等の幅広い情報収集やWEB会議システムを活用した遠隔の講義や会議を行うことができる環境を整えています。

(カ) 主な財政負担・支援

a 県立病院繰出金

地方公営企業法において、病院事業を含む公営企業の経営は、独立採算が原則とされていますが、その性質上、経営に伴う収入をもって充てるのが困難であると認められる経費等については、一般会計において負担するものとされています。

県は、公営企業の経費負担の原則に基づき、県立病院のへき地の医療の確保に要する経費について、県立病院及び診療所が安定的に医療を提供できるよう一般会計からの繰出を適切に行っています。

b 県による市町村立へき地診療所(医科・歯科)への支援

県は、市町村立へき地診療所に対して、厚生労働省の国庫補助事業を活用し、へき地診療所の施設整備、設備整備及び運営費の財政支援を行っています。

(a) 施設整備費に対する補助

県は、市町村立へき地診療所、医師住宅等の施設整備に要する経費に対して、県が定める基準額の範囲内で10分の10補助しています。

(b) 設備整備費に対する補助

県は、市町村立へき地診療所の医療機器等の設備整備に要する経費に対して、県が定める基準額の範囲内で、8分の7補助しています。

(c) 運営費に対する補助

県は、市町村立へき地診療所の運営に要する経費に対して、県が定める基準額の範囲内で、10分の10補助しています。

イ 市町村による支援

県とへき地医療支援機構は、関係者が協力・連携し、離島診療所が抱える課題の解決を図るため、平成24年度に離島及びへき地診療所所在市町村主管課長会議を設置しています。

現在、この会議において、必要に応じて、県立診療所の運営に対する市町村の協力を求めており、市町村では、以下のような取り組みが行われています。

(ア) 医師等の生活環境の整備

うるま市では、平成29年度から開始した津堅診療所等安全安心体制確保事業により、医師宿舎や看護師宿舎に防犯カメラを設置し、医療従事者の生活面の安全確保を図っています。

そのほか、一部の市町村において、医師住宅、看護住宅等の整備・維持管理、住宅周辺の草刈・清掃等が行われています。

(イ) 医師等の勤務環境の整備

へき地診療所では、夜間・休日に第三者の付添いによって、患者、医師等が安心安全に医療を提供・受けられる体制づくりが重要であることから、うるま市では、平成29年度から開始した津堅診療所等安全安心体制確保事業により、安全

対策員を確保し、津堅診療所等の時間外（夜間及び休日等）における全例付添いを行っています。また、令和4年度から医師の負担軽減を目的として毎月1回、津堅島へ救急救命士を派遣しています。

そのほか、一部の市町村において、休暇や研修機会の確保、研修費用の助成、教育実習の受入れによる研修体制の構築等が行われています。

(ウ) 住民への適正受診等診療に関する普及啓発

一部の市町村において、時間外の受診を控える等住民全体で診療所を支えるという意識の醸成を図り、医師の負担軽減を図る等しています。

(エ) 診療所医師との意見交換等コミュニケーション機会の確保

一部の市町村において、医師と課題を共有するための意見交換の場を設けるとともに、青年会活動やサークル活動等地域の行事等への参加を医師へ呼びかけ、地域住民との交流の機会を設けるなどしています。

(2) 行政機関等による支援の課題

ア 県による支援の課題

(ア) へき地医療支援機構の課題

ドクターバンク登録医師の拡大、へき地診療所への周知を行い、医師の紹介を継続して行う必要があります。

また、国実施要綱で、へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構の指導・調整の下に、事業を行うこととされています。

このため、へき地医療支援機構は、へき地保健医療対策に関する協議会を開催するなど関係機関・団体との連携の強化を図り、へき地医療拠点病院の活動評価に取り組むなど、へき地医療支援の充実に取り組む必要があります。

なお、へき地医療支援機構と沖縄県地域医療支援センターは、へき地の医療の確保に向けて、連携の方策を検討していく必要があります。

(イ) 沖縄県地域医療支援センターの課題

へき地を含む県内の医師不足・偏在に対応する医師確保のコントロールタワーとしての役割を確立するため、沖縄県地域医療支援センターの機能や組織体制の強化を進める必要があります。

(ウ) 代診医派遣の課題

へき地診療所で勤務する医師は、研修や休暇等で診療所を容易に離れられないことから、代診医派遣のさらなる充実を図り、研修環境や勤務環境を改善する必要があります。

(エ) 働き方改革におけるへき地医療の課題

ほとんどのへき地診療所では、医師1人の診療体制となっており、24時間365日医師1人で地域住民の健康を守っていくことは、大きな負担となっています。患者数の多い診療所においては、医師複数体制を検討するほか、代診医派遣のさらなる充実、オンライン診療を含む遠隔医療の活用等により医師の負担軽減を図る必要があります。

(オ) 代替看護師派遣の課題

へき地医療拠点病院による代替看護師派遣と同様に、休暇の取得日が重複する場合など、代替看護師の派遣の確保が困難な状況があることから、代替看護師派遣事業を充実強化していくことが求められます。

(カ) その他の支援の課題

a 沖縄県離島・へき地遠隔医療支援情報システムに代わるネットワークシステムの構築に向けた取り組み

このシステムは、県立病院と県立診療所をネットワークにより繋いでいますが、県によるへき地診療所に対する支援として、今後、オンライン診療を含む遠隔医療の活用を見据え、新しいネットワークシステムの構築することについて検討していきます。

b 財政負担・支援

県立病院繰出金や市町村に対する補助金等の財政負担・支援については、毎年度、関係機関との調整や市町村からの要望を踏まえ、適切に対応していきます。

イ 市町村による支援の課題

市町村では、医師の安全確保、診療所及び歯科診療所の設置、医師等の生活環境や勤務環境の整備、住民への適正受診の普及啓発等の取り組みが行われていますが、取り組む内容が市町村毎に異なっています。

今後は、県内の医療提供体制における市町村の役割や協力のあり方について、議論していく必要があります。

第2 目指す方向性

1 目指す姿

住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な継続的な医療サポートを受けることができる。

2 取り組む施策

(1) 対象地区での医療提供体制の確保

人口や患者が少ない地域においては、へき地診療所をいかに維持していくかが課題となっており、その運営を維持していくことは費用の面だけでなく、医療従事者の確保の面からも容易ではありません。へき地診療所を維持していくためには、県、市町村、医療機関及び地域住民の連携協力が必要不可欠であり、以下の施策に取り組みます。

ア 無医地区等及び無歯科医地区等

地域の人口や医療機関の状況等を的確に把握し、無医地区等及び無歯科医地区等の判断を適切に行います。

(ア) 無歯科医地区

無歯科医地区の座間味村(座間味島、阿嘉島)に加え、多良間村(多良間島)及び与那国町(与那国島)についても、当該町村とともに施策を検討する必要があります。

イ へき地診療所の施設設備の整備費及び運営費の支援

へき地診療所、医師住宅等のうち老朽化が進んでいるものがあり、今後は、施設の現況や耐用年数を踏まえた改築等が想定されます。医療機器等の設備についても、使用状況や耐用年数、地域のニーズに応じた整備が想定されます。

また、対象地区の人口やへき地診療所の患者数はほぼ横ばいで推移しているものの、人口が少ない地域における診療所の運営は、依然として厳しい状況にあります。

県では、このような対象地区の現状を踏まえ、設置主体が負担するへき地診療所の施設及び設備の整備や運営に要する経費に対して、今後も継続的な支援を行います。

ウ 医師確保に向けた取り組み

県では、へき地診療所を含む離島・へき地の医療機関で従事する医師を確保するため、これまで自治医科大学への県出身学生の派遣、琉球大学医学部における

地域卒学生の養成、臨床研修医のへき地診療所での地域医療研修、県立病院での専門研修を通じてのプライマリ・ケア医(総合診療医)の育成等を行っています。今後も、県内における医師の偏在やへき地診療所の医師不足が懸念されることから、これらの取り組みを継続していきます。

また、歯科医師についても、開設者の取り組み状況やニーズ等を踏まえ、開設者とともにへき地診療所の歯科医師確保に向けた取り組みについて検討します。

エ ヘき地医療拠点病院の指定

現在、本県のへき地医療拠点病院は令和5年3月31日時点で7病院ありますが、琉球大学病院が平成23年3月にへき地医療拠点病院に指定されたのを最後に、新たに指定された医療機関はありません。

医師の働き方改革が令和6年4月から実施されることに伴い、へき地診療所への医師派遣、へき地診療所の医師等の休暇時における代診医派遣等の取り組みの一層の強化が求められることを踏まえ、県としては、へき地医療支援機構と共に、離島・へき地医療活動の実績を有する、あるいは実施できる見込みがあると認められる病院に対し、へき地医療拠点病院の指定を受けることについて協力を求めています。

オ 代診医派遣、代替看護師派遣等の取り組み

(ア) 代診医派遣

へき地診療所に勤務する医師については、ほとんどの診療所で医師1人の診療体制となっており、医師の負担が大きいことから、代診医の派遣は、必要不可欠な支援となっています。

現在、へき地医療拠点病院、県及び沖縄県へき地医療支援機構による代診医派遣が行われており、へき地診療所医師の勤務環境の改善を図るため、県は、代診医派遣の拡充・支援に向けて取り組めます。

(イ) 代替看護師派遣等

へき地診療所に勤務する看護師についても、医師と同じような状況にあり、研修や休暇等で容易に診療所を離れることができないため、代替看護師の派遣は、へき地診療所に対する必要不可欠な支援となっています。

現在、県では、離島診療所代替看護師支援事業により、県立病院から県立の離島診療所に対する代替看護師の派遣を支援しており、沖縄県病院事業局及び離島診療所を開設する町村のニーズ等を踏まえ、今後も支援を継続していきます。

カ オンライン診療を含む遠隔医療の活用に向けた取り組み

オンライン診療を含む遠隔医療の活用については、効率的・持続的な運用の観点から、へき地診療所やへき地医療拠点病院を含めた統一的な運用が必要であるため、活用に当たっては、医療機関のニーズの把握や遠隔医療に用いる機器の選定、運用体制の構築等の検討が必要となります。

このため、県庁内にワーキンググループを設置し、県立病院を所管する病院事業局や市町村立診療所を所管する市町村、へき地医療支援機構、へき地医療拠点病院等の関係者間で議論を進め、へき地医療の課題解決のための AI 技術等を活用した遠隔医療の活用方法等について検討を行います。

また、県は、市町村や医療機関が実施する遠隔医療について、機器等の体制整備を含む必要な支援を行います。

キ 関係市町村等が連携した施策の展開

へき地診療所を継続・維持するためには、県、市町村、医療機関、地域住民が一体となって支える必要があります。県では、へき地診療所が抱える課題の解決を図り、離島及びへき地診療所所在市町村主管課長会議を毎年開催しています。へき地の医療提供体制における県及び市町村の役割、協力のあり方等について検討するため、今後もこの取り組みを継続し、対象地区を抱える市町村との連携強化を図っていきます。

(2) 対象地区での巡回診療による特定診療科目等の医療の確保

無医地区においては容易に医療機関を利用することができなく、また、準無医地区においては、医師 1 人のへき地診療所では眼科、耳鼻いんこう科、精神科等の特定診療科目等の専門的医療を十分に提供することができない状況にあることから、対象地区の住民の必要な医療を受ける機会の確保を図り、へき地診療所による巡回診療の継続実施を図るとともに、特定診療科目等の巡回診療の充実強化に取り組みます。

ア へき地医療拠点病院による巡回診療

へき地医療拠点病院のうち県立宮古病院や県立八重山病院については、多良間村、竹富町及び与那国町で精神科や整形外科の巡回診療を実施しており、病院事業局では、これらの地区での巡回診療を今後も継続して取り組んでいきます。

県としても、これらの取り組みが継続実施されるよう、一般会計からの繰出を適切に行います。

イ 県及び民間医療機関による巡回診療

県では、へき地の住民が必要な医療を受ける機会を確保するため、眼科や耳鼻い

んこう科等の特定診療科目の巡回診療を、公益社団法人地域医療振興協会に委託実施しており、今後もこの取り組みを継続するとともに、充実強化していきます。

また、社会医療法人葦の会オリブ山病院が座間味村、南大東村、北大東村及び粟国村で精神科の巡回診療を実施するなど民間の医療機関による巡回診療が実施されており、これらの取り組みの促進を図っていきます。

(3) 対象地区外において緊急的又は専門的な医療を受けることができる環境の整備

ア 必要な医療を対象地区外で受けるための通院費負担の軽減

離島の患者、妊産婦及びその付添人は、居住する離島において必要とする医療を受けることができないため、島外の医療機関に通院する場合の経済的負担が課題となっています。県では、平成 29 年度から島外の医療機関に通院する場合の経済的負担を軽減するための施策を開始しており、市町村のニーズ等に応じて、実施していきます。

イ ドクターヘリ、自衛隊、海上保安庁、添乗協力病院等との連携強化

へき地診療所では十分に対応できない救急患者については、沖縄県ドクターヘリ、自衛隊及び海上保安庁の協力により、沖縄本島等の病院へ、ヘリコプター等により搬送できる体制を整えています。これらの急患搬送を効率的かつ安定的に実施するためには、添乗協力病院を増やすことや自衛隊も着陸可能な医療機関敷地内ヘリポートの設置など、搬送時間の短縮に継続的に取り組んでいく必要があります。

詳細については、第5章1(1) 救急医療を参照。

第3 数値目標

1 目指す姿

住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な継続的な医療サポートを受けることができる。

NO	指標	現状	目標 (R11)	目標値の 考え方	データ出典	取り組みの 主体
1	へき地診療所の利用率	R4 医科54.9% 歯科51.8%	医科50% 歯科50%	対象地区でのへき地診療所の役割を維持・確保	沖縄県国民健康保険団体連合会	—
2	代診医派遣の年間利用日数	R4 885日 R3 622日 R2 950日	1,000日	25診療所×40日(有休20、研修10日、オンコール対応のない週休日等10日)=1,000日 「2 取り組む施策」のNO6～8の合計	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	へき地医療拠点病院 県 (保健医療部) 沖縄県へき地医療支援機構
3	代替看護師の年間派遣日数	R4※ 799日 R3 528日 R2 518日 ※地域医療振興協会の実績含む	627日	19診療所×33日(有休20、研修5日、その他休暇8日)=627日	沖縄県保健医療部保健医療総務課調べ	県 (病院事業局) (保健医療部) 地域医療振興協会

2 取り組む施策

(1) 対象地区での医療提供体制の確保

NO	指標	現状	目標 (R11)	目標値の 考え方	データ出典	取り組みの 主体
1	へき地診療所の数 (単位:診療所)	R4 38 (医科25) (歯科13)	38 (医科25) (歯科13)	対象地区の医療提供体制の維持・確保	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	—
2	へき地診療所の医療従事者数 (単位:人)	R4 医師 30 看護師 46 歯科医師 16 歯科衛生士 8	医師 30 看護師 46 歯科医師 16 歯科衛生士 8	対象地区の医療提供体制の維持・確保	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	—

NO	指 標	現 状	目 標 (R11)	目 標 値 の 考 え 方	デ ー タ 出 典	取 り 組 み の 主 体
3	へき地診療所に勤務する医師数 (自治医科大学、県立病院専攻医養成事業等)	R4 12名/年 自治医 5名 専攻医 4名 地域枠 3名	16名/年	養成医師数及び過去の勤務実績から設定	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	県 (保健医療部)
4	ドクターバンク新規登録医師数	R4 38名	15名	年間15名の新規登録	同上	沖縄県 へき地医療支援機構
5	へき地医療拠点病院の数	R4 7病院	10病院	へき地医療拠点病院の拡充を図る	同上	県 (保健医療部)
6	へき地医療拠点病院による代診日数	R4 629日 R3 430日 R2 681日	650日	代診医派遣事業を実施するへき地医療拠点病院の増(年12回以上)	同上	へき地医療拠点病院
7	県の代診医派遣事業による代診日数	R4 147日 R3 158日 R2 165日	200日	20離島診療所×10日	同上	県 (保健医療部)
8	へき地医療支援機構による代診日数	R4 109日 R3 34日 R2 104日	150日	25へき地診療所×6日	同上	沖縄県 へき地医療支援機構
9	県立親病院による代替看護師支援日数	R4 286日	152日	16診療所×9.5日	沖縄県保健医療部保健医療総務課調べ	県 (病院事業局) (保健医療部)
10	県立診療所への代替看護師支援日数	R4 443日	400日	16診療所×25日	同上	同上
11	町村立診療所への代替看護師支援日数	R4 70日	75日	3診療所×25日	同上	県 (病院事業局) (保健医療部) 地域医療振興協会
12	離島及びへき地診療所所在市町村主管課長会議、へき地保健医療協議会の開催	R4 0回	2回/年	定例的に開催	沖縄県保険医療部医療政策課調べ	県 (保健医療部)

NO	指 標	現 状	目 標 (R11)	目 標 値 の 考 え 方	デ ー タ 出 典	取 り 組 み の 主 体
13	特定町村における保健師未配置町村数	R4 1箇所	0箇所	16特定町村で保健師の未配置がない	沖縄県保険医療部保健医療総務課調べ	県 (保健医療部)

(2) 対象地区での巡回診療による特定診療科目等の医療の確保

NO	指 標	現 状	目 標 (R11)	目 標 値 の 考 え 方	デ ー タ 出 典	取 り 組 み の 主 体
14	対象地区の巡回診療実績	(R4) 実数16地区 延べ216回 延べ患者数 2,038人	実数20地区 延べ259回 延べ患者数 2,672人	県施策の拡充を図り、県施策以外は現状を維持確保	—	—
	へき地医療拠点病院独自の巡回診療実績	6地区 34回 患者数272人	6地区 34回 患者数272人	へき地医療拠点病院の現状の取り組みを維持確保	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	へき地医療拠点病院
	県の施策による巡回診療実績	9地区 96回 患者数 1,192人	20地区 225回 患者数 2,400人	対象地区の全離島で巡回診療を実施	同上	県 (保健医療部)
	民間医療機関による独自の巡回診療	4地区 86回 患者数574人	—	民間医療機関は目標を設定しない	—	—

(3) 対象地区外における緊急的又は専門的な医療を受けることができる環境整備

NO	指 標	現 状	目 標 (R11)	目 標 値 の 考 え 方	デ ー タ 出 典	取 り 組 み の 主 体
15	離島患者等支援事業 を活用する市町村数	R4 15市町村	18市町村	補助対象となりうる対象地区の全市町村の活用を図る	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	県 (保健医療部)
	助成を拡充した市町村数	15市町村	18市町村	活用する市町村の助成拡充を図る	同上	同上
	延べ利用者数 (被助成者数)	3,253人	3,500人	活用する市町村の助成拡充を図る	同上	同上
16	ドクターヘリによる 急患搬送の応需率	R2 82% (全国) 78%	82%	全国を上回っていることから、現状の機能維持を図る。	厚生労働省調査	県 (浦添総合病院)
17	添乗協力病院数	R4 12病院	14病院	隔週1日(14日毎)の当番制が安定的な運用のために適当と考える。	沖縄県保健医療部医療政策課調べ	県 (保健医療部)
18	医療施設のヘリポート数	R4 5病院	12病院	整備計画の策定状況及び整備の必要性を踏まえて設定	同上	—

へき地の医療分野 施策・指標体系図

